平成三年法律第百九号 国家公務員の育児休業等に関する法律

目

総則 (第一条・第二条)

育児休業 (第三条—第十一条)

育児短時間勤務(第十二条—第二十五条)

第三章

第四章 防衛省の職員への準用等(第二十七条) 育児時間 (第二十六条)

第六章 第五章 雑則 (第二十八条)

章

総則

第一条 この法律は、育児休業等に関する制度を設けて子を養育する国家公務員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増進するとともに、公務の円滑な運営に資することを目的とする。 自的

第二条 この法律において「職員」とは、第二十七条を除き、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条に規定する一般職に属する国家公務員をいう。 (定義)

2 3 この法律において「各省各庁の長」とは、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。)第三条に規定する各省各庁の長及びその委任 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。

を受けた者をいう。 第二章

第三条 職員(第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員、臨時的に任用された職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として人事院規則で定める職員を除く。)は、任命権者の に掲げる育児休業を除く。)をしたことがあるときは、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。 考慮して特に必要と認められる場合として人事院規則で定める場合に該当するときは、二歳に達する日)) まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に二回の育児休業 (次 三歳に達する日(常時勤務することを要しない職員にあっては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で人事院規則で定める日(当該子の養育の事情を の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事院規則で定める者を含む。以下同じ。)を養育するため、当該子が 請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号 認を受けて、当該職員の子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に

勤務しない職員を除く。)が当該子についてする育児休業(次号に掲げる育児休業を除く。)のうち最初のもの及び二回目のもの 事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員(当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定により人事院規則で定める休暇により 子の出生の日から勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人

二 任期を定めて採用された職員が当該任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業(当該職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする官職 に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。)

育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。

なければならない。 任命権者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、 これを承認し

(育児休業の期間の延長)

第四条 育児休業をしている職員は、任命権者に対し、当該育児休業の期間の延長を請求することができる。

育児休業の期間の延長は、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、 一回に限るものとする。

前条第二項及び第三項の規定は、育児休業の期間の延長について準用する。

(育児休業の効果)

第五条 育児休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(育児休業の承認の失効等)

2

第六条 育児休業の承認は、当該育児休業をしている職員が産前の休業を始め、 くは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。 若しくは出産した場合、 当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該育児休業に係る子が死亡し、

任命権者は、育児休業をしている職員が当該育児休業に係る子を養育しなくなったことその他人事院規則で定める事由に該当すると認めるときは、当該育児休業の承認を取り消すものとする。

(育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

その他の方法によって当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うものとする。この場合において、第七条任命権者は、第三条第二項又は第四条第一項の規定による請求があった場合において、当該請求に係る期間(以下この項及び第三項において「請求期間」という。)について職員の配置換え じて一年)を超えて行うことができない。 第二号に掲げる任用は、請求期間について一年(第四条第一項の規定による請求があった場合には、当該請求による延長前の育児休業の期間の初日から当該請求に係る期間の末日までの期間を通

- 請求期間を任期の限度として行う任期を定めた採用
- 請求期間を任期の限度として行う臨時的任用
- 3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が請求期間に満たない場合には、当該請求期間の範囲内において、当該任期を更新することができる。任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員に当該任期を明示しなければならない。
- 4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。
- 5 第一項の規定により臨時的任用を行う場合には、国家公務員法第六十条第一項から第三項までの規定は、適用しない。任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、当該任期中、 他の官職に任用することができる

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

**第八条** 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。)第十九条の四第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以 六箇月以内の期間において勤務した期間(人事院規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、第五条第二項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

給与法第十九条の七第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、 当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 第五条第二項の規定にかかわら

(育児休業をした職員の職務復帰後における給与の調整)

**第九条** 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、 を行うことができる。 人事院規則の定めるところにより、 必要な調整

(育児休業をした職員についての国家公務員退職手当法の特例)

**第十条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児休業をした期間は、** 務をとることを要しない期間に該当するものとする。 同法第六条の四第一項に規定する現実に職

の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、 同項中「その月数の二分

(育児休業を理由とする不利益取扱いの禁止)

第十一条 職員は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けない

第三章 育児短時間勤務

(育児短時間勤務の承認)

**第十二条** 職員(常時勤務することを要しない職員、臨時的に任用された職員その他これらに類する職員として人事院規則で定める職員を除く。)は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就 この限りでない。 て、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しないときは、 用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態)により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)ができる。ただし、当該子につい 学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する官職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態(勤務時間法第七条第一項の規定の 人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、

日曜日及び土曜日を週休日(勤務時間法第六条第一項に規定する週休日をいう。以下この項において同じ。)とし、週休日以外の日において一日につき三時間五十五分勤務すること。

日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき四時間五十五分勤務すること。

十五分勤務すること。

日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日のうち、二日については一日につき七時間四十五分、一日については一日につき三時間五 週休日以外の日において一日につき七時間四十五分勤務すること。

Ŧi. 前各号に掲げるもののほか、一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分から二十四時間三十五分までの範囲内の時間となるように人事院規則で定める勤務の形態

態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。 育児短時間勤務の承認を受けようとする職員は、人事院規則の定めるところにより、育児短時間勤務をしようとする期間(一月以上一年以下の期間に限る。)の初日及び末日並びにその勤務の形

3 任命権者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが困難である場合を除き、これを承認しなけ

第十三条 育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)は、 前条第二項及び第三項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長について準用する。 任命権者に対し、 当該育児短時間勤務の期間の延長を請求することができる。

(育児短時間勤務の承認の失効等)

第十四条 第六条の規定は、育児短時間勤務の承認の失効及び取消しについて準用する。

(育児短時間勤務職員の並立任用)

**第十五条** 一人の育児短時間勤務職員(一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分から十九時間三十五分までの範囲内の時間である者に限る。以下この条において同じ。)が占める官職には、 人の育児短時間勤務職員を任用することを妨げない 他

**第十六条** 育児短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 (育児短時間勤務職員についての給与法の特例)

|第三項、第十七条及び第十九 |第九条の二第四項、第十六条||勤務時間法 条第四項、 第六条の 第六条の二第一項 条の三第一項 第八項 |第二項並びに第八|決定する 第五項、第七項及 決定する |育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法 決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする |決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号。 定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする 児休業法」という。)第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規 以下 育

第十二条第二項第二号 時間勤務職員 .年前再任用短育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員 (以下「育児短時間勤務職員」という。)

第十六条第

項

支給する

第十六条第四項 要しない |合は、百分の百七十五)から百分の百(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五)を減じた割合を乗じて得た額||時間である場合にあつては、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場 る正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百(その勤務が午支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日におけ 要しない。ただし、当該時間が育児休業法第十六条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る 後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五)を乗じて得た額とする

とする

第十九条の四第五項及び第十俸給及び専門ス俸給の月額を算出率で除して得た額及び専門スタッフ職調整手当の月額を算出率で除して得た額 第十九条の四第四項 九条の七第三項 タッフ職調整 専門スタッフ職専門スタッフ職調整手当の月額を算出率で除して得た額 俸給の月額 調整手当 当の月額 |俸給の月額を算出率で除して得た額 |俸給の月額を算出率で除して得た額

第十九条の四第六項 (育児短時間勤務職員についての勤務時間法の特例) 人事院規則 育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して人事院規則

第十九条の四第五項

俸給月額

俸給月額を算出率で除して得た額

**第十七条** 育児短時間勤務職員についての勤務時間法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる勤務時間法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 とする

第六条第一号 |条並びに第十七条第 第七条第二項、第十 及び第二項ただし書、 第六条第一項ただし書定年前再任用短時間勤務職員 第五条第一項 育児短時間勤務職員 |認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、各省各庁の長が定める 間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(以下 間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の一週間当たりの勤務時間は、当該承とする。ただし、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第十二条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時

項ただし書

これらの

日

必要に応じ、

当該育児短時間勤務の内容に従い、

これらの

日

_		
	ことができる	ものとする
第六条第二項ただし書	範囲内で	範囲内で、当該育児短時間勤務の内容に従い、
第六条第三項	定める期間	定める期間(以下この項において「単位期間」という。)
	できる	できる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤
		務時間を割り振るものとする
第七条第二項	ところにより、四週間ごとの	四週間ごとのところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日
	期間につき八日	
	八日以上)の週休日を設け、	四週間ごとの期間につき八日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日)を設け、及び
	及び	
	第五条に規定する勤務時間	第五条に規定する勤務時間(当該育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容に従った勤務時間)
	必要	必要(育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容)
	割合で週休日	割合で週休日(育児短時間勤務職員にあっては、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に
		従った週休日)
	同条に規定する勤務時間	同条に規定する勤務時間(当該育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容に従った勤務時間)
第十三条第一項	職員	、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事院規則で定める場合に限り、育児短時間勤務職員
第十三条第二項	公務のため臨時又は緊急の必	のため臨時又は緊急の必公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事院規則で定める場合に限り
	要がある場合には	

(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の特例)

育児短時間勤務職員

**第十八条** 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 (平成九年法律第六十五号) の規定の適用については、 次の表の上欄に掲げる同法

第八条第 第六条第四相当する額と 第六条第三決定する 七時間四十五分の 勤務時間法第六条第二項 については、 金曜日までの五日間 月曜日 からについては、 |同条第二項ただし書 おいて「育児休業法」という。)第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五条第一項決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号。第八条第二項に 育児休業法第十二条第三項の規定により承認を受けた同条第 |相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする 育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第六条第一 項に規定する育児短時間勤務の内容に従った 項に規定する週休日以外の日

(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の特例)

第十九条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 (平成十二年法律第百二十五号) の規定の適用については、 次の表の上欄に掲げる同法の規定中

同

第七条第二 第七条第三相当する相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と |決定する |決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、 |時間で除して得た数(次項において「算出率」という。) を乗じて得た額とする |られた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)| 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第十七条の規定により読み替え 第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務

(育児短時間勤務職員についての国家公務員退職手当法の特例)

第二十条 国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、 間に該当するものとみなす 育児短時間勤務をした期間は、 同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期

月数」とする。 育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、 同項中 「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、 「その月数の三分の一に相当する

3 育児短時間勤務の期間中の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、 育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべ

き俸給月額とする。

第二十一条 職員は、育児短時間勤務を理由として、不利益な取扱いを受けない。

(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

第二十二条 任命権者は、第十四条において準用する第六条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の人事院規則で定めるやむを得 間帯において常時勤務を要する官職を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、第十五条から前条までの規定を準用する。 ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、人事院規則の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)

**第二十三条** 任命権者は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があった場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認める ことをその職務の内容とする常時勤務を要しない官職を占める職員を任用することができる。この場合において、国家公務員法第六十条の二第三項の規定は、適用しない。 ときは、人事院規則で定めるところにより、当該請求に係る期間を任期の限度として、当該請求をした職員が育児短時間勤務をすることにより処理することが困難となる業務と同一の業務を行う

第七条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により任用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)について準用する。

第六条の二第一項 第二十四条 任期付短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 (任期付短時間勤務職員についての給与法の特例) 決定する 決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号。

第十九条の八第三項 第十六条第四項 第八条第四項、第五項 第六条の二第二項並びに決定する 第二十二条第一項 第十六条第一項 |第九条の二第四項、第十||勤務時間法 |第七項及び第八項 第十二条第二項第二号 び第十九条の三第一項 六条第三項、第十七条及 支給する |定年前再任用短時間勤務職員育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。) 第八条第四項から第十一項ま第十一条、 定年前再任用短時間勤務職員任期付短時間勤務職員 から第十一条の七まで、第十 第十一条の二、第十一条の五 要しない 定年前再任用短時間勤務職員任期付短時間勤務職員 で、第十条の四、第十一条、 - 三条の二及び第十四条 条の九、第十一条の十、第 勤務に係る時間である場合にあつては、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十(その時間が午後十時から翌日の午前五要しない。ただし、当該時間が育児休業法第二十四条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の |育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法 |決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする 間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする |以下「育児休業法」という。) 第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時 |時までの間である場合は、百分の百七十五)から百分の百(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五) |支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をし た日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分 を減じた割合を乗じて得た額とする の百(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五)を乗じて得た額とする 第十一条の二、 第十一条の十及び第十二条の二

(任期付短時間勤務職員についての勤務時間法の特例)

**第二十五条** 任期付短時間勤務職員についての勤務時間法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる勤務時間法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第一項 とする 規則で定めるところにより、各省各庁の長が定める職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、 とする。 ただし、 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務 一週間当たり十時間から十九時間二十分までの範囲内で、 人事院

前

第第第項第

項第

項第

第

第

第六条第一項ただし書及び第二項ただし書、第七条定年前再任用短任期付短時間勤務職員 第二項、第十一条、第十七条第一項第一号並びに第時間勤務職員

### 第四章 育児時間

十三条

2 第二十六条 各省各庁の長は、 認めるときは、人事院規則で定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期(常時勤務することを要しない職員(国家公務員法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職3二十六条(各省各庁の長は、職員(任期付短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として人事院規則で定める職員を除く。)が請求した場合において、公務の運営に支障がないと 員を除く。)にあっては、三歳)に達するまでの子を養育するため一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないこと(以下この条において「育児時間」という。)を承認することができる。 職員が育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、 給与法第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与

第六条及び第二十一条の規定は、育児時間について準用する。

を支給する。

第二十七条 この法律(第二条、第七条第六項、第五章 防衛省の職員への準用等 する。この場合において、これらの規定(第三条第一項第一号を除く。)中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ11十七条 この法律(第二条、第七条第六項、第十六条から第十九条まで、第二十四条及び第二十五条を除く。)の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用

れ司表の下瀾に掲げる字句に読み替えるものとする。

第

オ同君の一様	にる写在に訪み替えるものとする	
第三条第一項	職員(第二十三条第二項	官候補生 第二十三条第二項
	、任命権者	こついて権限を有する者(以下「壬命権者」という。)、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免し、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免し
	勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防	目衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇
	勤務しない	
	場合における休暇	
	同条の規定により人事院規則で定める期間	防衛省令で定める期間
	人事院規則で定める期間内	防衛省令で定める期間内
	当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条  当該休暇	当該休暇
	の規定により人事院規則で定める休暇	
第八条第一項	一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五	(昭和二十五年法律第九十五]防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十八条の二第一項、第二十五条第三項又は
		五号)  第二十五条の二第三項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十
第八条第二項	給与法	る法律 防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関す
項	職員(	三号を除く。)の教育訓練を受けている者、自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者、  職員(自衛官、自衛官候補生、防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第十五条第一項又は第十六条第一項(第
	勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	六年法律第三十三号)第七条第一項に規定する特別の形態に相当する形態によって勤務する   自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令の規定により一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成
項第一号 第十二条第一	週休日(勤務時間法第六条第一項に規定する週休日	
	週休日以外	休養日以外
項第二号から第十二条第一	週休日	休養日
第四号まで		
第二十二条		前二条及び第二十七条第二項
一項 第二十三条第	一項 第二十三条 第国家公務員法第六十条の二第三項	
前条第一項	各省各庁の長は、職員(	防衛大臣又はその委任を受けた者は、職員(自衛官候補生、
	間勤務職員国家公務員法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時自衛隊法第四十一国家公務員法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時自衛隊法第四十一	

前条第一 項 給与法第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間に防衛省の職員の給与等に関する法律第十一条第二項、第十六条第二項又は第十八条第三項の規定による減額をして、 給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を給、 航空手当、 乗組手当、 落下傘隊員手当、 特別警備隊員手当、 特殊作戦隊員手当又は営外手当を 俸

次条
、第二十条及び前条
及び第二十条

2 る額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と」とする。 得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額」と、同条第二項及び第三項中「定める額」とあるのは「定める額に、算出率を乗じて得た額」と、同法第六条第一項中「決定する」とあるのは 第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用された職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第百九号)第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して 「決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第六条の二第二項及び第七条第二項中「相当する額と」とあるのは 前項において準用する第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律 (昭和二十七年法律第二百六十六号)の規定の適用については、 同法第四条

二十七条第一項において準用する同法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員」とする。 あるのは「住居手当及び単身赴任手当」と、「定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第 する」と、同法第二十二条の二第五項中「初任給調整手当、同条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五から第十一条の七までの規定による地域手当、住居手当及び特地勤務手当」と て「算出率」という。)を乗じて得た額」と、同法第六条第一項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額と 十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数(第六条第一項におい は「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用された職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第二 第一項において準用する第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるの

### 第六章 雑則

**第二十八条** この法律(第十条、第二十条及び前条を除く。)の実施に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(給与去付則第八頁の見定が適用される育児豆時間勘察第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

(施行期日)

、、レル゙ ドテニルニテテテサカトテサ、ゼニナト トントートードスナリドト、ほう見ぎり質用こってよ、ワロターロ トン(給与法附則第八項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

第二条 育児短時間勤務職員に対する給与法附則第八項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第十七条 の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第二十二条の規定による勤務をしている職員が給与法附則第八項の規定の適用を受ける場合における同条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第二条第 項」とする。

(検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

**第三条 育児短時間勤務職員に対する検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)附則第五条第一項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)** 定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。 の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、 休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五条第一項ただし書の規:規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、国家公務員

るのは、「前条まで及び附則第三条第一項」とする。 第二十二条の規定による勤務をしている職員が検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項の規定の適用を受ける場合における第二十二条の規定の適用については、 同条中 「前条まで」とあ

(防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

**第四条** 第二十七条第一項において準用する第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項の規定の適用については、同項中「)とする」と 同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする」とする。 あるのは、「)に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第二十七条第一項において準用する

適用については、同項の表第二十二条の項中「及び第二十七条第二項」とあるのは、「、第二十七条第二項及び附則第四条第一項」とする 第二十七条第一項において準用する第二十二条の規定による勤務をしている職員が防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項の規定の適用を受ける場合における第二十七条第一項の規定の

吲 則 (平成六年六月一五日法律第三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

抄

(施行期日) 附別(平成七年三月三一日法律第五一号)

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月七日法律第八三号) 抄

一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する

## (施行期日) (平成一一年八月一三日法律第一二三号) 抄

則 (平成一一年一一月二五日法律第一四一号)

第 一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する

## 施行期日等

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

抄

で及び第十五項から第二十項までの規定 平成十二年一月一日 表を加える改正規定、第三条の規定、第五条中国家公務員法等の一部を改正する法律第三条の改正規定(給与法別表第一から別表第八までに係る部分に限る。)並びに附則第七項から第十一項ま 第一条中一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第六条第一項並びに第十九条の二第一項及び第二項の改正規定並びに給与法別表第九を別表第十とし、別表第八の次に一

## 人事院規則への委任)

附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める

### 則 (平成一二年五月一二日法律第五八号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成十三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

# 則 (平成一三年一二月七日法律第一四二号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、 公布の日から施行する。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

- 第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後において第一条の規定による改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律(以下「新育児休業法」という。)第三条第一項の規定によ 日前においても、新育児休業法第三条第二項又は第四条第一項の規定の例により、当該承認を請求することができる。 る育児休業をするため、新育児休業法第三条第三項の規定による承認又は新育児休業法第四条第三項において準用する新育児休業法第三条第三項の規定による承認を受けようとする職員は、
- 同項の規定による育児休業をしたことがある場合にあっては、施行日前の直近の育児休業に限る。) は、新育児休業法第三条第一項ただし書に規定する育児休業に該当しないものとみなす。 現に育児休業をしている職員を除く。)に対する新育児休業法第三条第一項ただし書の規定の適用については、旧育児休業法第三条第一項の規定による育児休業(当該職員が二人以上の子につ 施行日前に第一条の規定による改正前の国家公務員の育児休業等に関する法律(以下「旧育児休業法」という。)第三条第一項の規定により育児休業をしたことのある職員(この法律の施 施行日前に旧育児休業法第四条第三項において準用する旧育児休業法第三条第三項の規定により承認を受けた育児休業の期間の延長は、この法律の施行の際現に職員が当該育児休業をしている いて
- 場合に限り、新育児休業法第四条第二項に規定する育児休業の期間の延長に該当しないものとみなす。 前三項の規定は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第三項第十六号に掲げる防衛庁の職員について準用する。この場合において、第一項中「第三条第一項」とあるのは「第
- とあるのは「第十三条において準用する新育児休業法第四条第三項」と、「第三条第二項又は第四条第一項」とあるのは「第十三条において準用する新育児休業法第三条第二項又は第四条第一項」十三条において準用する新育児休業法第三条第一項」と、「、新育児休業法第三条第三項」とあるのは「、新育児休業法第十三条において準用する新育児休業法第三条第三項」と、「第四条第三項」 条第二項」と読み替えるものとする。 第一項ただし書」と、前項中「第四条第三項」とあるのは「第十三条において準用する旧育児休業法第四条第三項」と、「第四条第二項」とあるのは「第十三条において準用する新育児休業法第四 第二項中「第三条第一項の」とあるのは「第十三条において準用する旧育児休業法第三条第一項の」と、「第三条第一項ただし書」とあるのは「第十三条において準用する新育児休業法第三条

### 則 (平成一四年一一月二二日法律第一〇六号) 抄

平成十五年四月一日から施行する。 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、 第二条、 第四条、 第六条並びに附則第七項、 第九項及び第十項の規定は、

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等)

10 規定の適用については、これらの規定中「六箇月以内」とあるのは、「三箇月以内」とする。 平成十五年六月一日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当及び期末特別手当に関する前項の規定による改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律第七条の二第一項及び第三項

## (平成一五年五月一日法律第三二号) 抄

施行期日)

第 一 条 この法律は、平成十六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

則 (平成一七年一一月七日法律第一一三号)

で及び第十七条から第三十二条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。 第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、 その日)から施行する。 ただし、 第二条、 第三条、 第五条及び第七条並びに附則第六条から第十五条ま

(施行期日)

則

(平成一七年一一月七日法律第一一五号)

抄

一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(施行期日) 則 (平成一八年一二月二二日法律第一一八号)

抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) (平成一九年五月一六日法律第四二号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における給与の調整に関する経過措置)

**第二条** この法律による改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律(以下この条において「新法」という。)第九条(新法第二十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、育児休業 をした職員がこの法律の施行の日以後に職務に復帰した場合における給与の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における給与の調整については、 なお従前

### 則 (平成一九年一一月三〇日法律第一一八号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、 第三条及び附則第六条から第十条までの規定は、平成二十年四月一日から施行する。

# (平成二〇年一二月二六日法律第九四号) 抄

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

(施行期日)

びに第十九条の八第二項の改正規定並びに次条の規定は国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百八号)附則第一条第三号の政令で定める日から、附則第三条第一項及び第三第一条。この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第八条第五項、第六項及び第八項、第十九条の七第一項 (同条第一項の準用に係る部分に限る。)並びに第五条第一項の規定は公布の日から施行する。 附則第三条第一項及び第三項界八項、第十九条の七第一項並

2 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の国家公務員の育児休業等に関する法律(以下「旧国家公務員育児休業法」という。)第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職 **第三条** この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後において第三条の規定による改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律(以下「新国家公務員育児休業法」という。)第十二条第一 員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において人事院規則で定める内容(国有 条第三項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、新国家公務員育児休業法第十二条第二項又は第十三条第一項の規定の例により、当該承認を請求することができる。 項に規定する育児短時間勤務をするため、新国家公務員育児休業法第十二条第三項の規定による承認又は新国家公務員育児休業法第十三条第二項において準用する新国家公務員育児休業法第十二

則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員にあっては当該特定独立行政法人の長が定める内容)の新国家公務員育児休業法第十二条第一項に規定する育児 林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)第二条第二項に規定する職員にあっては農林水産大臣が定める内容、独立行政法人通

準用する新国家公務員育児休業法第十二条第一項」と、 ては当該特定独立行政法人の長が定める内容)」とあるのは「政令で定める内容」と、「新国家公務員育児休業法第十二条第一項」とあるのは「新国家公務員育児休業法第二十七条第一項において 法律第百四十一号)第二条第二項に規定する職員にあっては農林水産大臣が定める内容、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員にあっ 条第一項において準用する旧国家公務員育児休業法第十二条第一項」と、「人事院規則で定める内容(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法 項又は第十三条第一項」とあるのは「第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第二項又は第十三条第一項」と、前項中「)第十二条第一項」とあるのは「)第二十七 において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第三項」と、「第十三条第二項」とあるのは「第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十三条第二項」と、「第十二条第二 るのは「第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第一項」と、「、新国家公務員育児休業法第十二条第三項」とあるのは「、新国家公務員育児休業法第二十七条第一項 前二項及び次条の規定は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、第一項中「第十二条第一項」とあ 次条中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

短時間勤務をすることの承認があったものとみなす。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律(第四条、 次条、 附則第八条及び第十三条の規定を除く。)の施行に関し必要な事項は、 人事院規則で定める。

# (平成二一年五月二九日法律第四一号)

抄

(施行期日)

条 この法律は、公布の日から施行する。

第

則 (平成二一年六月三日法律第四四号) 抄

第一条 この法律は、平成二十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、 (施行期日) 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

(国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第二十七条第一項の表第八条第一項の項の改正規定中「又は第二十五条第三項」を「、第二十五条第三

平成二十二年四月一日

次に掲げる規定

イ及びロ 附則第八条の規定

る。)及び附則第九条の規定(国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二十四条第一項の改正規定中「自衛官」の下に「、自衛官候補生」を加える部項又は第二十五条の二第三項」に改める部分及び同表第十二条第一項の項の改正規定中「受けている者」の下に「、自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者」を加える部分に限 分を除く。)

イ及びロ 次に掲げる規定

平成二十二年七月一日

附則第四条の規定、附則第八条の規定(前号ハに掲げる改正規定を除く。)及び附則第九条の規定(前号ハに掲げる改正規定を除く。 則 (平成二一年一一月三〇日法律第八六号) 抄

(公布の日が月の初日であるときは、その日) から施行する。

ただし、第二条、第三条、

第五条、第七条及び第九条並びに附則第五条及び第

(平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特例措置) 六条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。 第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日

(施行期日)

**第三条** 平成二十一年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の給与法第十九条の四第二項(同条第三項、第四条の規定による改正後の任期付研究員法第七条第二項又は第六条の規定による改正 調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。 り算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、 十七号)第五条第一項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定によ 読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百 後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで(国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第十六条の規定により

がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額 の月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、 定する人事院規則で定める額を除く。)及び特地勤務手当(同法第十四条の規定による手当を含む。)の月額の合計額に百分の○・二四を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月まで 手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当(一般職の職員の給与に関する法律第十二条の二第二項に規 員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年四月一日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。)にあっ 第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員若しくは同条第一項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその号俸が一号俸であるものからこれらの 者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの、医療職俸給表(一)若しくは任期付研究員法 ては、その減額改定対象職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日))において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整 平成二十一年四月一日 (同月二日から同年十二月一日までの間に職員(一般職の職員の給与に関する法律第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。)以外 減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事院規則で定める期間

<b>俸</b>	暗務の級	号俸
行政職俸給表(一)	一級	一号俸から五十六号俸まで
	二級	一号俸から二十四号俸まで
	三級	一号俸から八号俸まで
行政職俸給表(二)	一級	一号俸から六十八号俸まで
	二級	一号俸から三十二号俸まで
専門行政職俸給表	一級	一号俸から四十号俸まで
	二級	一号俸から八号俸まで
税務職俸給表	一級	一号俸から五十二号俸まで
	二級	一号俸から二十四号俸まで
	三級	一号俸から八号俸まで
公安職俸給表(一)	一級	一号俸から五十二号俸まで
	二級	一号俸から四十四号俸まで

号俸から四号俸まで	三級   一号	
号俸から二十八号俸まで	二級	
号俸から五十二号俸まで	一級	福祉職俸給表
号俸から四号俸まで	四級    一号	
号俸から十六号俸まで	三級	
号俸から四十号俸まで	二級	
号俸から五十六号俸まで	一級	医療職俸給表(三)
号俸から四号俸まで 	四級    一号	
号俸から十六号俸まで	三級	
号俸から三十二号俸まで	二級	
号俸から五十二号俸まで	一級	医療職俸給表(二)
号俸から三十二号俸まで	二級	
号俸から五十六号俸まで	一級	研究職俸給表
号俸から十二号俸まで	三級   一号	
号俸から三十二号俸まで	二級	
号俸から四十四号俸まで	一級	教育職俸給表(二)
号俸から十二号俸まで	二級   一号	
号俸から三十二号俸まで	一級	教育職俸給表(一)
号俸から四十四号俸まで	二級   一号	
号俸から六十四号俸まで	一級	海事職俸給表(二)
号俸から八号俸まで	三級   一号	
号俸から三十二号俸まで		
号俸から五十二号俸まで	一級	海事職俸給表(一)
号俸から八号俸まで	三級   一号	
号俸から二十四号俸まで	二級        一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	
号俸から五十二号俸まで	一級	公安職俸給表(二)
号俸から十六号俸まで		

平成二十一年プチ でまたし ノ 再 防 規 貝 っ

(施行期日)

第四条 (人事院規則への委任) 前二条に定めるもののほか、この法律(第九条及び次条の規定を除く。)の施行に関し必要な事項は、

附 (平成二一年一一月三〇日法律第九三号) 抄 人事院規則で定める。

一条 この法律は、平成二十二年六月三十日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、 (施行期日) 則 (平成二二年一一月三〇日法律第五三号) 抄 公布の日から施行する。

四月一日から施行する。 第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条、

第四条及び第六条並びに附則第五条の規定は、

平成二十三年

(平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

十五年法律第四十号)第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項におい派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第五条第一項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成において「育児休業法」という。)第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項若しくは附則第八項、国際機関等に後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで(国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号。附則第五条及び第七条第三条 平成二十二年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の給与法第十九条の四第二項(同条第三項、第三条の規定による改正後の任期付研究員法第七条第二項又は第五条の規定による改正 て「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、 調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、 支給しない。

一一		ら八十九号俸まで	一号俸かな	一級	公安職俸給表(二)
「		四号俸まで	一号俸か。	八級	
	大阪	9十六号俸まで	一号俸から	七級	
一般		5二十四号俸まで	一号俸かな	六級	
一級   一級   一分権から八十四分停まで   一分権が入口十二分停まで   一分権が上   一分権が入口十二分停まで   一分権が入口十二分停まで   一分権が入口十二分停まで   一分権が入口十二分停まで   一分権が入口十二分停まで   一分権が入口十二分停まで   一分権が入口十二分停まで   一分権が入口十二分停まで   一分権が上   一分権が入口十二分停まで   一分権が入口十二分権は   一分権が入口十二分権は   一分権が入口十二分権は   一分権が入口十二分権は   一分権が入口十二分権は   一分権が入口十二分権は   一分権が入口十二分権は   一分権が入口十二分権は   一分権が入口十二分権は   一分権が入口十二分権が入口十一分体が入口十一分権が入口十一分体的入口十一分体的入口十一分体的入口十一分体的入口十一分体的入口十一分体的入口十一分(10分)体的入口十一分体的入口十一分体的入口十一分体的入口十一分体的入口十一分体的入口十一分体的入口十一分体的入口十一分体的入口十一分体的入口十一分体的入口十一分体的入口十一分体的入口十一分体的入口十一分体的入口十一分体的入口十一个人口十一个人口十一个人口十一个人口十一个人口十一个人口十一个人口十一个人		5三十二号俸まで	一号俸から	五級	
機能表 (一)		5五十六号俸まで	一号俸から	四級	
一級	(	5七十二号俸まで		三級	
(	おお	八十四号俸まで	一号俸から	二級	
##	「一般	5九十二号俸まで	一号俸から	一級	
株舎会表	一	<u>の四号俸まで</u>	一号俸から	七級	
株舎表	大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	9十六号俸まで	一号俸から	六級	
権給表         職務の級         号俸から九十三号俸まで           行政職俸給表(二)         二級         一号俸から二十二号俸まで           一級         一号俸から二十八号俸まで           一級         一号俸から二十二号俸まで           一級         一号俸から二十二号俸まで           一級         一号俸から二十二号俸まで           一級         一号俸から二十二号俸まで           一級         一号俸から二十二号俸まで           一分         一分	(	0二十四号俸まで	一号俸から	五級	
株給表	(	5三十二号俸まで	一号俸から	四級	
機能表         機務の級         身体           行政職俸給表(1)         二級         一多体から九十三号俸まで           行政職俸給表(1)         二級         一号体から二十二号俸まで           一級         一号体から二十二号俸まで           一級         一号体から二十二号俸まで           一級         一号体から二十二号俸まで           一級         一号体から二十二号俸まで           一級         一号体から二十二号俸まで           一級         一号体から二十二号俸まで           一分体から二十二号俸まで         一号体から二十二号俸まで           一分体から二十二号俸まで         一号体から二十二号俸まで           一号体から二十二号俸まで         一号体から二十二号俸まで           一号体から二十二号俸まで         一号体から二十二号俸まで           一号体から二十二号俸まで         一号体から二十二号俸まで           一号体から二十二号俸まで         一号体から二十二号俸まで           一号体から二十二号俸まで         一号体から二十二号俸まで	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	四十八号俸まで	一号俸から	三級	
体給表         職務の級         号俸から九十三号俸まで           行政職俸給表(二)         二級         一号俸から二十四号俸まで           行政職俸給表(二)         二級         一号俸から二十四号俸まで           一級         一号俸から二十四号俸まで           一級         一号俸から二十四号俸まで           一級         一号俸から二十四号俸まで           一級         一号俸から二十二号俸まで           一級         一号俸から二十二号俸まで           一級         一号俸から二十二号俸まで           一分         一号俸から二十二号俸まで           一号俸から二十二号俸まで         一号俸から二十二号俸まで	(日本)	5六十五号俸まで	一 一 号俸かな	二級	
株給表	東西行政職俸給表 (二)   東西	5七十三号俸まで	一号俸から	一級	税務職俸給表
「一級	### (13 2 - 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	<u>四号俸まで</u>	一号俸から	五級	
中門行政職俸給表 (一)	### (1)	5二十号俸まで		四級	
体給表       二級       号俸から九十三号俸まで         行政職俸給表 (二)       一級       一段         一級       一段       一級       一分俸から九十三号俸まで         一級       一月分俸から二十二号俸まで       一級       一分俸から二十二号俸まで         一級       一月分俸から二十二号俸まで       一分俸から二十二号俸まで         一級       一月分俸から二十二号俸まで       一分俸から二十二号俸まで         一級       一月一月一月一月一日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	専門行政職権給表 (11)   (1)	5三十二号俸まで	一号俸から	三級	
専門行政職俸給表         職務の級         号俸から九十三号俸まで           一級         一段俸から九十三号俸まで           上級         一月俸から九十三号俸まで           上級         一月俸から二十二号俸まで           上級         一月俸から二十二号俸まで           上級         一月俸から二十二号俸まで           上級         一月俸から二十二号俸まで           一級         一月俸から二十二月俸まで           一級         一月俸から二十二月俸まで           一般         一月俸から二十二月俸まで           一月俸から二十二月俸まで         一月一月俸まで           一月一月一月一月一月一月一月一月一月一月一月一月一月一月一月一月一月一月一月	専門行政職俸給表 (二)	四十八号俸まで	一号俸かな	二級	
「一般	# 2 (13) (13) (13) (13) (13) (13) (13) (13)	八十号俸まで	一号俸から	一級	専門行政職俸給表
体給表         関係の級         号俸           行政職俸給表(二)         二級         一号俸から六十四号俸まで           二級         一号俸から二十四号俸まで           一級         一号俸から二十四号俸まで           一級         一号俸から二十四号俸まで           一級         一号俸から二十四号俸まで           一級         一号俸から二十四号俸まで           一級         一号俸から二十二号俸まで           一般から十二号俸まで         一号俸から十二号俸まで           一号俸から十二号俸まで         一号俸から十二号俸まで           一号俸から十二号俸まで         一号俸から十二号俸まで	四級	三十号俸まで	一号俸かな	五級	
存放職俸給表(二)       一級       一段俸から九十三月俸まで         一級       一月俸から九十三月俸まで         一級       一月俸から九十三月俸まで         一級       一月俸から九十三月俸まで         一般       一月俸から五八月俸まで         一月一月一月一月一月一月一月一月一月一月一月一月一月一月一月一月一月一月一月	<ul> <li>(1) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4</li></ul>	三十六号俸まで	一号俸か <sup>c</sup>	四級	
行政職俸給表(二)         工級         一号俸から六十四号俸まで           一級         一号俸から二十二号俸まで           一級         一号俸から二十二号俸まで           一級         一号俸から二十二号俸まで           一号俸から二十四号俸まで         一号俸から二十四号俸まで           一号俸から二十四号俸まで         一号俸から十六号俸まで           一号俸から二十四号俸まで         一号俸から十六号俸まで           一号俸から二十四号俸まで         一号俸から十六号俸まで	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	9六十四号俸まで	一号俸かな	三級	
行政職俸給表(二)         一級         一分俸から百八号俸まで           一級         一分俸から二十四号俸まで           一級         一号俸から二十四号俸まで           一級         一号俸から二十四号俸まで           一分俸から二十四号俸まで         一号俸から二十四号俸まで           一号俸から二十四号俸まで         一号俸から一六号俸まで	行政職俸給表 (二)	七十二号俸まで	一号俸か。	二級	
存政職俸給表(二)     七級     一号俸から二十四号俸まで       二級     一号俸から二十四号俸まで       四級     一号俸から二十四号俸まで       一号俸から二十四号俸まで     一号俸から二十四号俸まで       一号俸から二十四号俸まで     一号俸から二十四号俸まで	1	百八号俸まで	一号俸から	一級	
行政職俸給表 (一)     市級     一級     一号俸から二十四号俸まで       二級     一号俸から二十四号俸まで       三級     一号俸から二十二号俸まで       一号俸から二十二号俸まで     一号俸から二十二号俸まで	「一日から施行日の前日までの規定による手当を含む。)の月額の合計額に百分の○・二八を乗じて得た額に、同月から施行日の前日までの規定による手当を含む。)の月額の合計額に百分の○・二八を乗じて得た額に、同月から施行日の前日までの月数(同年定める額を除く。)及び特地勤務手当(総与法第十四条の規定による手当を含む。)の月額の合計額に百分の○・二八を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年規定的る額を除く。)及び特地勤務手当(総与法第十四条の規定による手当を含む。)の月額の合計額に百分の○・二八を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年規定的る額を除く。)及び特地勤務手当(総与法第十四条の規定による手当を含む。)の月額の合計額に百分の○・二八を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年規定的る額を除く。)及び特地勤務手当(総与法第十二条の規定による手当を含む。)の月額の合計額に百分の○・二八を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年規定的る額を除く。)及び特地勤務手当(総与法第十二条の一条を表) 「号俸から二十四号俸まで 「日本で」 「日本で)」 「日本で) 「日本で)」	<u>四号俸まで</u>	一号俸から	七級	
石級     一号俸から二十四号俸まで       行政職俸給表 (一)     二級     一号俸から二十二号俸まで       二級     一号俸から二十二号俸まで       一号俸から二十二号俸まで     一号俸から九十三号俸まで	「日本   1   1   1   1   1   1   1   1   1	9十六号俸まで	一号俸かな	六級	
内政職権給表(一)     四級     一号俸から二十二号俸まで       一級     一号俸から六十四号俸まで       一級     一号俸から九十三号俸まで       一級     一号俸から九十三号俸まで	1	二十四号俸まで	一号俸から	五級	
行政職俸給表(一)     三級     一号俸から六十四号俸まで       一級     一号俸から九十三号俸まで       一級     一号俸から九十三号俸まで	1	9二十二号俸まで	一号俸か。	四級	
行政職俸給表(一)     一級     一号俸から九十三号俸まで       構務の級     号俸	行政職俸給表(一)	四十八号俸まで		三級	
行政職俸給表(一)     一級     一号俸から九十三号俸まで       俸給表     職務の級     号俸	行政職俸給表(一)	9六十四号俸まで	一号俸から	二級	
俸給表         職務の級         号俸	一番給表	9九十三号俸まで アンドラ アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア	か	一級	行政職俸給表(一)
	ては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員に定める額を除く。)及び特地勤務手当(給与法第十四条の規定による手当を含む。)の月額の合計額に百分の○・二八を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年変)の額整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、単身赴任手当(給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規では、当時、1000円の100円の100円の100円の100円の100円の100円の100		号俸	職務の級	俸給表
にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日))において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(平成二十二年四月一日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除年法律第百十三号)附則第十一条の規定の適用を受けない職員に限る。)若しくは医療職俸給表(一)若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員からこれらて、まてもの(改立後の終生)が関リ第1項の規定が対策できれていたとした場合において、申買の規定の通りで、対策の職員の総生)が関リ第1項の規定が指令の一番を改立する済行(平成であるでは、100円の規定の総生)が関リ第1項の規定が指令の一番を改立する済行(平成であるでは、100円の規定の		o、「受成)成員つ合うに関しるよき等う「Pさな三」なよま(立文」にび号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの歹及び附則第五条において「給与法」という。)第二十二条及び附則第三項	負)見ご)箇月ごをけず、 ハタ俸給表並びにその職務の級及給与に関する法律 (以下この)	<b>場合において</b> の引くあって適用される(一般職の職員のA	『ららっ)(女三を)合みよけ川等し負う見ぎに亙方されて、こことに規定する職員を除く。以下この条において同じ。)以外の者又は職員で一 平成二十二年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に職員
にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日))において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(平成二十二年四月一日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除年法律第百十三号)附則第十一条の規定の適用を受けない職員に限る。)若しくは医療職俸給表(一)若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員からこれらであるもの(改正後の給与法附則第八項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成に規定する職員を除く。以下この条において同じ。)以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げる一平成二十二年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に職員(一般職の職員の給与に関する法律(以下この号及び附則第五条において「給与法」という。)第二十二条及び附則第	であるう)(女ごそ)合うま寸川等(真)見ぎ、垣子されています。こうであっています。 でしょう できょう できょう できませい ひまま でませい ないしょう はいかい はいかい はいかい はいかい はい に規定する職員を除く。以下この条において同じ。)以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げる一 平成二十二年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に職員(一般職の職員の給与に関する法律(以下この号及び附則第五条において「給与法」という。)第二十二条及び附則第				

□級	1	福祉職俸給表						医痨職俸給表(三)	- 1						医療職俸給表(二)					研究職俸給表			教育職俸給表(二)				教育職俸給表(一)						海事職俸給表(二)						海事職俸給表(一)					
□ 号棒から四十八号棒まで □ 号棒から二十八号棒まで □ 号棒がら三十二号棒まで □ 号棒から二十八号棒まで □ 号棒がら二十八号棒まで □ 号棒ながら二十八号棒まで □ 号棒ながら二十八号棒まで □ 号棒ながら二十八号棒まで □ 号棒がら二十八号棒まで □ 号棒ながら二十八号棒まで □ 号棒ながら四十号棒まで	二級		六級	五級	四級	三級	二級	· 一数 級	一ラ系	六級	五級	四級	三級	二級	一級	五級	四級	三級	二級	一級	三級	二級	一級	四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	七級	六級	五級	四級	三級
	一号俸から六十八号俸まで	一号俸から九十二号俸まで	一号俸から八号俸まで	一号俸から二十八号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から五十六号俸まで	一号俸から八十号俸まで		一方塚から十二方塚とで	一号奉から十二号奉まで	一号俸から二十八号俸まで	一号俸から四十四号俸まで		一号俸から七十二号俸まで	一号俸から八十五号俸まで	一号俸から四号俸まで	一号俸から二十四号俸まで	一号俸から四十号俸まで	一号俸から七十二号俸まで	一号俸から九十六号俸まで	一号俸から五十二号俸まで	一号俸から七十二号俸まで	一号俸から八十四号俸まで	一号俸から十二号俸まで	一号俸から四十号俸まで	一号俸から五十二号俸まで	一号俸から七十二号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から四十八号俸まで	一号俸から六十号俸まで	一号俸から七十二号俸まで	一号俸から八十四号俸まで	一号俸から八十五号俸まで	一号俸から十二号俸まで	一号俸から二十八号俸まで	一号俸から四十号俸まで	一号俸から五十六号俸まで	一号俸から六十九号俸まで	一号俸から六十九号俸まで	一号俸から四号俸まで	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	一号俸から二十四号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から四十八号俸まで

1	4

一号俸から十六号俸まで	一級	専門スタッフ職俸給表
一号俸から四号俸まで	六級	
一号俸から十六号俸まで	五級	
一号俸から三十六号俸まで	四級	
一号俸から四十四号俸まで	三級	

じて得た額 平成二十二年六月一日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二八を乗

(平成二十三年四月一日における号俸の調整)

書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。 公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五条第一項ただし、育児休業法第十三条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、国家

前項の規定は、育児休業法第二十二条の規定による勤務をしている職員について準用する。

3

附 則 (平成二二年一一月三〇日法律第五九号) 抄条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。 た額に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第二十五条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、 育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じ 休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五

(施行期日)

一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。 抄

## 則 (平成二二年一二月三日法律第六一号)

(施行期日)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

### 則 (平成二四年一一月二六日法律第一〇〇号) 抄

第一条 この法律は、平成二十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、

員の給与等に関する法律第四条第一項の改正規定(「の教育訓練又は同法第十六条第一項」を「又は第十六条第一項(第三号を除く。)」に改める部分に限る。)並びに次条の規定 第一条中自衛隊法第三十三条の改正規定、同法第四十八条第一項の改正規定、同法第六十四条の二の改正規定及び同法第九十九条第一項の改正規定、第二条の規定並びに第三条中防衛省の 平成二十七

次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

年 職

### 四月一日までの間において政令で定める日 (平成二五年六月二一日法律第五二号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成二十六年一月一日から施行する。

# (平成二五年一一月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

則 (平成二六年四月一八日法律第二二号)

抄

# (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

抄

# (平成二六年一一月一九日法律第一〇五号)

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、 成二十七年四月一日から施行する。 第三条、 第五条及び第七条並びに附則第五条から第八条まで、第十条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、

平

# 則 (平成二六年一一月二八日法律第一三五号)

抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第五条から第九条まで、 第十一条から第十四条まで及び第十六条の規定は、 平成二十七年四月一日から施行する。

# (平成二七年九月二日法律第六二号)

この法律は、 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 則 (平成二八年一月二六日法律第一号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、 (平成二八年六月三日法律第六三号) 抄 第三条、第五条及び第七条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。 則 (平成二八年一一月二四日法律第八〇号) 抄

一 第三条、第四条及び第九条並びに附則第四条及び第六条から第十条までの規定 平成二十九年一月一日第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (施行期日等)

(人事院規則への委任)

**第五条** 前三条に定めるもののほか、この法律(第九条及び附則第七条から第十条までの規定を除く。)の施行に関し必要な事項は、 人事院規則で定める。

# 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号)

附 抄

# (施行期日)

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 公布の日 当該各号に定める日から施行する。

# 十月一日 第二条中雇用保険法第六十一条の四第一項の改正規定及び第七条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに附則第十五条、第十六条及び第二十三条から第二十五条までの規定 平成二十九年

政令で定める

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、

### 則 (平成二九年一二月一五日法律第七七号) 抄

第 一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、 (施行期日等) 第四条及び第六条並びに附則第三条及び第五条から第七条までの規定は、平成三十年四月一日から施行する。

### (施行期日) 則 (令和三年六月一一日法律第六一号) 抄

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

# (令和四年四月一三日法律第一九号) 抄

1 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 則 (令和五年一一月二四日法律第七三号)

抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 (施行期日等) 当該各号に定める日から施行する。

第二条 (前号に掲げる改正規定を除く。)、第三条及び第五条 (同号に掲げる改正規定を除く。) の規定並びに附則第六条の規定 令和七年四月一日